

## 米子市保育所給食調理業務受託者選定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 本市の保育所の給食の調理業務（次条第 1 号において「保育所給食調理業務」という。）の民間事業者への委託に関し必要な事項を調査検討するため、米子市保育所給食調理業務受託者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討し、その結果を、その都度、市長に報告するものとする。

- (1) 保育所給食調理業務を受託する者（以下この条において「受託者」という。）を選定するための基準の作成に関する事。
- (2) 前号に掲げるもののほか、受託者の選定に関し必要な事項
- (3) 受託者の候補者となる民間事業者を選定すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 市が設置する保育所に入所している児童の保護者のうちから市長が委嘱する者 2 人
- (2) 鳥取県西部総合事務所生活安全課長の職にある者
- (3) 福祉保健部長の職にある者
- (4) 福祉保健部こども未来局長の職にある者
- (5) 福祉保健部こども未来局子育て支援課長の職にある者
- (6) 園長の職にある者のうちから市長が指名する者 2 人
- (7) 調理員の職にある者のうちから市長が指名する者 2 人
- (8) 福祉保健部こども未来局子育て支援課に所属する栄養士の職にある者

2 委員は、前条第 3 号に掲げる事項について同条の規定による報告を行った日において、その職を解かれるものとする。

(委員長)

第 4 条 委員会に、委員長を置き、前条第 1 項第 3 号に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（次項において単に「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、福祉保健部こども未来局子育て支援課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 7 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 8 月 7 日から施行する。